

〒

様

〒854-0022

長崎県諫早市幸町4-8

諫早

公共職業安定所

TEL 0957-21-8619

交付

雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書

被 保 険 者 番 号	氏 名	
被 保 険 者 区 分	生 年 月 日	照 会 処 理 年 月 日
事 業 所 番 号	資 格 取 得 年 月 日	離 職 年 月 日
事 業 所 の 名 称		
通 知 内 容	貴 殿 に つ い て は 、 上 記 の と お り 照 会 の あ っ た 事 業 所 に お い て 雇 用 保 険 の 被 保 険 者 資 格 の 取 得 手 続 き が 行 わ れ て い ま す 。	

- 1 照会のあった事業所（現在働いている事業所等）において、照会者について雇用保険の被保険者資格の取得手続きが行われていない場合には、照会者が以前被保険者資格を有していた直前の事実について、上記に表示します。
- 2 雇用保険の被保険者資格取得に係る手続き等については、次のとおりとなっていますので、ご了承ください。
 - (1) 適用事業の事業主は、その雇用する労働者の被保険者資格の取得について、雇用保険被保険者資格取得届をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出しなければならないことになっています。
 - (2) (1)により、公共職業安定所長に雇用保険被保険者資格取得届の提出がなされた場合には、その内容を記した雇用保険被保険者証が、原則として事業主を通じて被保険者に交付されることになっていますので、事業主に照会を行うことで資格取得の届出の有無について確認が可能です。
 - (3) 被保険者又は被保険者であった者は、公共職業安定所長に対して、いつでも被保険者資格の取得の確認を請求することができます。